

第3回古賀市基本構想審議会における事前質問と回答

資料	ページ	分野	事前質問	回答	担当部署
資料1	-	福祉・保健	<p>第5次総合計画における政策体系案（資料1）の『福祉・保健』につきましては、全体の枠組み及び構成を政策と整合性がある表現にするなど、再度検討されてもよいかと思いました。</p> <p>例えば、大項目の『福祉・保健』につきましては、『保健・福祉』と順番を変更してもよいかと考えます。また中項目の「健康・保健・医療」につきましては、3つの言葉が類似している為、「地域保健・医療」としてもよいのではないかと思いました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご指摘の分野の構成等について再度検討させていただき、当該分野の審議（第4回審議会）までにお示ししたいと考えております。</p>	経営戦略課

### 第3回古賀市基本構想審議会における事前質問と回答

資料	ページ	分野	事前質問	回答	担当部署
資料3	5ページ	人権と多様性の尊重	<p>男女共同参画は、森元首相の発言により図らずも「ジェンダー平等は国際基準」ということが世界各国から指摘され、さらには世界経済フォーラムが発表した男女格差（ジェンダーギャップ指数）は156か国中120位。G7ではもちろん最下位であることがクローズアップされました。その指数の評価は教育と健康の分野に比し、政治と経済の分野の落ち込みが反映されているのはご承知の通りです。</p> <p>ここで明らかなことはジェンダー平等は人権問題・多様性だけではないということです。コロナ禍の直撃で女性の貧困・窮乏が明らかに多い、顕著であるということです。政治の分野でもクオータ制が必要だという機運があります。</p> <p>この構造的な問題に対し、市として具体的にどうしていくのかという視点・政策が落ちていると思います。</p> <p>例えば市の管理職についている女性は、福祉・教育分野に偏っています。ここにもジェンダーバイアスがあると思います。審議会の男女比も昨年は一昨年比に落ちていました。</p> <p>古賀市においてもっと具体的な視点で施策を提言すべきと思います。</p> <p>私としては、少子高齢化によって図らずも女性活躍が求められる今こそ、「男女共同参画」はあらゆる分野に行き渡らせるということから人権分野に潜り込ませるのではなく、せめて第3章の中で「男女共同参画」を分野として独立して構想を立てるべきだと思います。</p>	<p>男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない（男女共同参画社会基本法第3条）とされており、「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本理念であるとの認識から人権の分野に位置づけております。</p> <p>また、諸外国との格差が大きい政治、経済分野での女性の参画や不安定な立場に置かれやすい女性の貧困・窮乏等については、男女共同参画社会の実現に向けて重要な課題であると認識しております。</p> <p>男女共同参画に係る施策名は、市として10年後に実現しようとしている社会を想定し、「性別にとらわれない多様な生き方の尊重」としてありますが、審議会委員のみなさまのご意見をお伺いしたうえで、序論（分野別の現状と課題）及び基本構想（施策の方向性）の記述を含め、再度検討させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、基本構想は、10年後に目指すべき状態を明らかにするものであり、具体的な取組についてはアクションプランにおいて、毎年度その時々課題や要望を捉え直しながら進めていくこととしております。</p> <p><b>【参考】男女共同参画社会基本法</b> （男女の人権の尊重） 第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p><b>【参考】男女共同参画社会基本法逐条解説（第3条：趣旨）</b> 男女共同参画社会は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が、社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会である。基本法では第1条（目的）は、男女の人権が尊重される社会を実現することが緊急かつ重要であることを考慮して、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。このように、「<u>男女の人権の尊重</u>」は、<u>男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本理念であることから、5つある基本理念の最初のものとして第3条において掲げられているところである。</u></p>	人権センター 経営戦略課